

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

〔貸与 奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

提出用

（大学院予約）

（西暦）

年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

さらに、私が大学院における「授業料後払い制度」を選択する場合には、下記の「授業料後払い制度に関する同意条項」に同意します。

Form with fields for school name (豊橋技術科学大学大学院), course (博士前期), research field (工学), student ID, name (天伯 太郎), address (愛知県豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1-1), and contact info.

\*必ず本人が記入してください。

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

Table with 2 columns: 個人情報 (Personal Information) and 登録期間 (Registration Period). Rows include name, address, phone, loan details, and bankruptcy info.

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

・ ㈱日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ ・ ㈱シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

【授業料後払い制度に関する同意条項】 私は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借付金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、私は、これらを一体として返還する義務を負います。

2. 裏面1.奨学金の貸与に係る事項（以下、「裏面1.」という）(4)にかかわらず、授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで私の指定する口座に振り込まれます。私は、保証料を含む借付金額全額を返還する義務を負います。

3. 裏面1.(11)にかかわらず、私は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、私の在籍する学校が指定する口座（学校指定口座）に指定するものとします。ただし、私が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を私名義の指定口座（「生活費奨学金」と同じ口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振り込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を私の授業料に充当することに私は同意し、異議を述べません。

4. 裏面1.(12)にかかわらず、支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。私は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。前項の支援対象授業料の額は、支援対象授業料の上限額（年額最大535,800円（私立大学院の場合は、776,000円））の範囲内で、学校が機構に申告した授業料相当額とし、裏面1.(13)にかかわらず、本人が額を指定することはできません。

5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が私に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が私に対して交付することとします。

6. 私が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、私が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は私に振り込まれることがあります。

7. 授業料後払い制度を利用していても、私が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が私名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、私が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認のうえ、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は私が負うものとします。

8. 裏面1.(1)にかかわらず、授業料後払い制度の返還は所得運動返還方式によるものとします。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書は本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

進学予定の大学院学校番号

Blank box for entering the graduate school number.